

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「世界中の無駄を10%削減する」をビジョンに掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの徹底は、事業拡大する上で重要課題と位置づけており、法令、社会規範、倫理などのルールに基づいて企業活動ができるよう取り組んでおります。また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず企業倫理の確立を目的とし、役職員のモラル向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、マザーズ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社南谷ホールディングス	2,105,000	34.47
南谷 純	470,000	7.70
南谷 のどか	470,000	7.70
加藤 めぐみ	470,000	7.70
南谷 清江	220,000	3.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	168,300	2.76
第一生命保険株式会社	154,100	2.52
南谷 洋志	105,000	1.72
情報技術開発株式会社	100,000	1.64
株式会社日本アクセス	100,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 安壽	公認会計士								△			
角田 吉隆	他の会社の出身者								△			
南山 学	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 安壽	○	○	2015 年7月から2016 年12 月まで、木村安壽社外取締役が代表を務める木村公認会計事務所とIPO支援コンサル契約を締結しておりました。	公認会計士としての財務及び会計に関する深い知見に加え、豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かせると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

角田 吉隆		○	2007 年から2017 年までユニー株式会社の執行役員をつとめておりました。ユニー株式会社は、当社の自動発注システム「sinops-R」を2007 年より導入していただき、現在も利用中となります。	ユニー株式会社の情報システム部責任者として8年間sinops 導入に尽力し、その有効活用を実現しました。また、流通業界の情報システム分野における重鎮であり、これらの知識と経験をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
南山 学	○	○	2010 年から2016 年まで株式会社メガスポーツの代表取締役社長をつとめておりました。株式会社メガスポーツは、当社の自動発注システム「sinops-R」を2012 年より導入していただき、現在も利用中となります。	株式会社メガスポーツの代表取締役社長としてsinops を導入し、その有効活用を果たしたという経験から、業界情報・経営者感覚等を駆使し、独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当該取締役及び使用人は監査等委員の指揮命令に基づき業務を行うこととしております。また、当該取締役及び使用人に係る人事に関しては、取締役は監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人 (太陽有限責任監査法人) からその職務の執行状況について報告を受け、定期的に意見および情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。
また、内部監査部門より内部監査の結果および改善状況ならびに財務報告に係る内部統制の評価の状況等について報告を受けるほか、必要に応じて、内部監査計画の変更、追加監査および必要な調査等について、内部監査部門に勧告を行っております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名・報酬に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会および報酬委員会を設置いたしました。

指名委員会は、社外取締役3名、社内取締役1名および代表取締役で構成されており、委員会の決議により選任された議長が会議を主宰しております。

報酬委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名で構成されており、委員会の決議により選任された議長が会議を主宰しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、業績連動報酬制度、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上と当社に貢献のある取締役、従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上に対する意欲と士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在しないため、個別の報酬は開示しておりません。取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)、社外役員の区分を設け、それぞれの報酬等の種類別の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
- 当社の役員の報酬額は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬等(金銭報酬)及び非金銭報酬等で構成されております。
- 基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、役位、勤続及び製品取扱年数、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、適宜、報酬委員会の答申を踏まえて総合的に勘案して決定するものとします。
- 業績連動報酬等(金銭報酬)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、会社の収益状況を示す客観的数値である各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて、会社の成長性及び従業員賞与の支給状況等を考慮しながら算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとします。
- 非金銭報酬等は、非金銭報酬として、第33期定時株主総会で決議された内容の譲渡制限付株式を割当て、取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の審議にて決定するものとします。
- b. 基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- 取締役の種類別の報酬割合については、他社水準、当社の業績等を考慮しながら、報酬委員会において決定します。
- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- 個人別の報酬額については、代表取締役に對し、その具体的内容の決定について委任するものとし、その権限の内容は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の基本報酬の額、取締役の担当管掌の業績を踏まえた業績連動報酬及び非金銭報酬等の評価及び配分とします。なお、代表取締役は、当該決定にあたっては、報酬委員会からの答申内容を尊重するものとします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部が行っており、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配布に当たっては十分に検討する時間的余裕が確保できるように早期の配布に努めております。また、必要に応じて事前説明を行っております。管理部からは適宜必要な情報を随時提供しており、情報の共有を図っております。これらにより、独立役員が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は監査等委員でない取締役4名(うち、社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成され、代表取締役が議長を務めております。3名の社外取締役は独立性が十分に確保されている上、企業経営等に関する豊富な知識と経験を有しております。各社外取締役はいずれも取締役会の議論に積極的に加わり、経営判断・意思決定を行っております。

また、企業活動に機動性を持たせるために執行役員1名を選任し、権限委譲した組織運営を行っております。なお、取締役会の開催状況は2020年12月期では14回開催しており、社外取締役の出席率は2020年12月期では100%で、貴重な質問・意見等の発言をしております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、監査等委員が重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、違法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査への立ち会い等、緊密な連携を図ります。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理の各委員会に出席するとともに、各活動の状況等について内部監査室あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けております。

c. 指名委員会・報酬委員会

取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名委員会及び報酬委員会を設置し、各委員会において取締役の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

d. リスク管理委員会

当社では、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。同委員会は、当社のリスクマネジメントの確立と、有事の際のリスクマネジメントの実行等の機能を担っております。

e. コンプライアンス委員会

当社では、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、当社のコンプライアンス推進体制の確立、コンプライアンスに関する施策を企画及び立案するとともに、コンプライアンスに関する実施の助言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社としております。また、当社では、執行役員制度を採用しております。

これにより、経営の監督機能の充実と執行機能の効率化・機動化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努めるとともに、自社ホームページにて招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題として認識しております。
その他	—

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーにおける基本方針、情報開示方法、沈黙期間について記載したディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けにオンライン説明会を開催しております。 2020年12月期は3回開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を年2回から4回開催しております。 2020年12月期は4回開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と考えており、まずは決算短信及び決算説明資料の英文化を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、管理部経営企画課を設置しております。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現状、ステークホルダーの立場の尊重についての規程はございませんが、ディスクロージャーポリシーをホームページ上に掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、sinops事業そのものがSDGsに貢献するものであり、値引・廃棄ロスを19.1%削減した実績があります。また、機関投資家からESG銘柄にも認定されております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「ディスクロージャーポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めてまいります。
その他	—

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2020年3月27日の取締役会にて、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役、執行役員および使用人その他これらの者に相当する者の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献する。」という基本理念を共通の志として、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
 - 2) 前項の理念の実践のため、「行動指針」に基づき、法令・社会倫理の遵守を当社全ての取締役、執行役員および従業員等の行動規範とする。取締役および執行役員は、法令・定款ならびに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
 - 3) 当社の取締役、執行役員および従業員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会および管理部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
 - 4) コンプライアンス委員会は、同委員会の審議内容および活動を、適宜、取締役会および内部監査室に報告する。
 - 5) 取締役および執行役員が当社のコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。また、内部通報制度を設置し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点について社外に設置した内部通報窓口へ直接報告できる体制とし、情報の確保に努め、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社全体にこれを実施させる。
 - 6) 内部監査室を設置し、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を、適宜、代表取締役に報告する。
 - 7) 当社の財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
 - 8) 取締役および執行役員は、当社において、反社会的勢力との関係断絶および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 取締役および執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令および社内規程に基づき保存・管理する。
 - 2) 前項の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - 3) コンプライアンス委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社のリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定される。
 - 2) 業務執行におけるリスクは、各部門の管掌役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定する。
 - 3) 当社の経営上重要なリスクは、リスク管理委員会において、当社全体の業務遂行上のリスクおよび品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を指示して行う。
 - 4) 新たに生じた当社の経営上重要なリスクは、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ執行役員を選定し、対応について決定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社の経営の基本方針は、取締役会において決定される。
 - 2) 当社は、取締役、執行役員および従業員等が共有すべき全社的目標を定め、取締役は全社的目標達成のための具体的目標および権限の適切な配分等、目標達成のための効率的な方法を定める。
 - 3) 各部門の管掌役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならない。
 - 4) 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、組織規程に基づき、効率的な意思決定を図る。
5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とする場合、監査等委員会の職務の補助をする使用人を配置する。使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
6. 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 代表取締役および監査等委員でない取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - 2) 監査等委員でない取締役、執行役員および従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - 3) 監査等委員でない取締役、執行役員および従業員等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、ただちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - 4) コンプライアンス委員会は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部通報の状況の報告を行う。
7. 内部通報制度を利用し監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役、執行役員および従業員等は、社外に設置した内部通報窓口へ直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員から費用の請求があるときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用を負担または債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役である南谷洋志は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

その結果、特に営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を収集するよう反社会的勢力等チェック要領に従って調査したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示に係る基本姿勢について

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでおります。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社は会社情報に関する適時開示書類を遅滞することなく、かつ安全にウェブサイトに掲載するために㈱プロネクスが提供するIR自動更新サービス（E-IR）を利用する計画であります。このサービスは、㈱プロネクスが東京証券取引所のTDnetで開示される情報を企業のウェブサイトへ自動表示させるサービスであります。具体的には、TDnetで公表された情報がTDnetと㈱プロネクスのサーバを繋ぐ専用回線を介して㈱プロネクスのデータベースに蓄積され、その開示情報を当社のウェブサイトに表示させるものであります。よって、TDnetで情報が公表された後に当社ウェブサイトへ適時開示書類を表示させるため公表予定時刻より前に外部者が当該情報を閲覧することはできない仕組みになっております。

[適時開示書類PDF掲載までのフロー]

1) 開示担当がTDnetにアクセスし、適時開示情報を登録します。

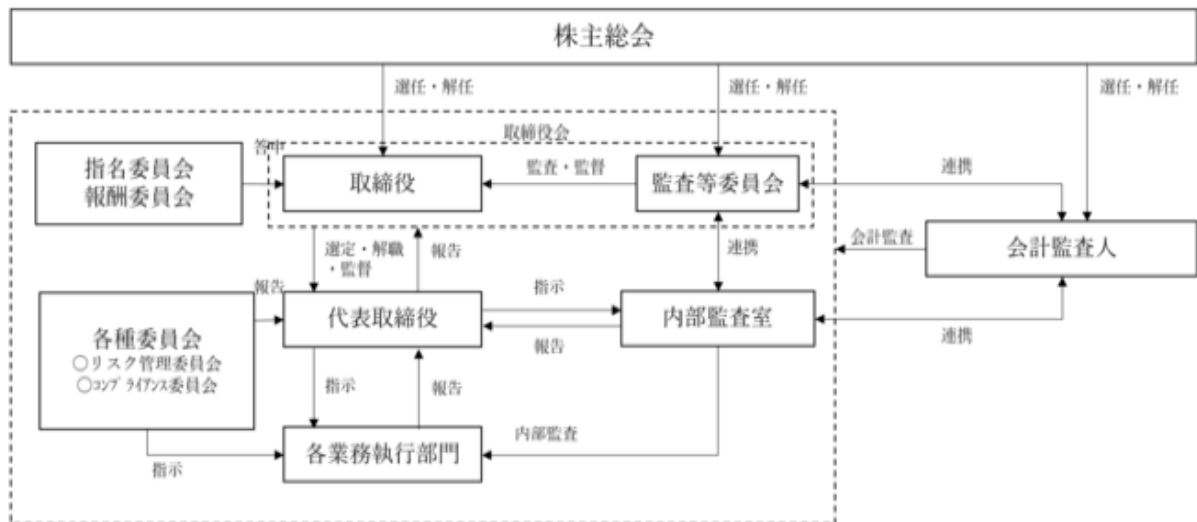
2) TDnet上で適時開示情報が公開されます（公になります）。

適時開示情報PDFがTDnetと㈱プロネクスのサーバを繋ぐ専用回線を通り、㈱プロネクスのEIRサーバに入ります。

3) WEBサイトのHTMLに組み込んだEIRが自動更新され、適時開示情報PDFが掲載されます。

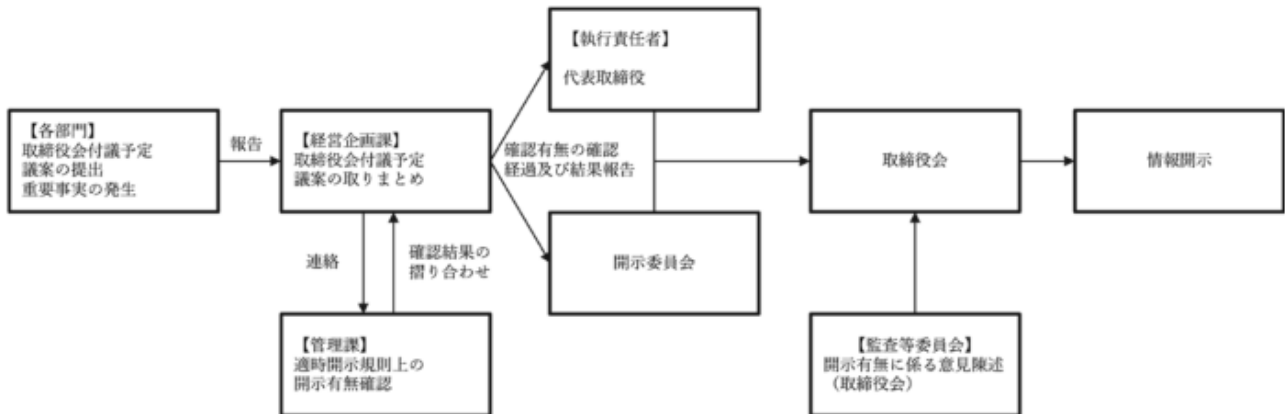
適時開示に関して「情報開示規程」を定めており、あらゆる会議やミーティング等の機会を捉えて、当該規程等の趣旨説明及び注意喚起を図り、社内での周知に努めております。

【模式図（参考資料）】

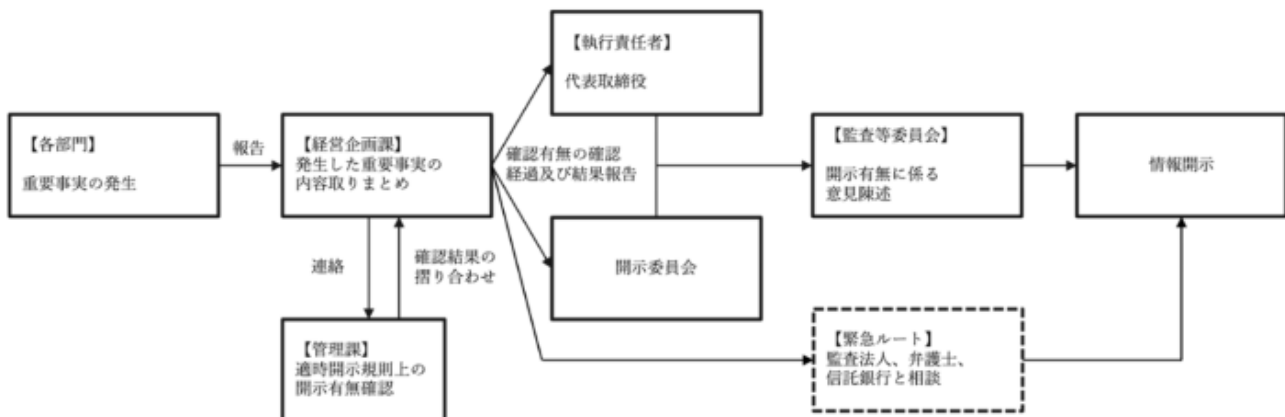


【適時開示体制の概要（模式図）】

■ 決定事実・決算情報



■ 発生事実



※緊急を要する発生事実に関する情報開示は、代表取締役、監査等委員会、開示情報取扱責任者への報告を経ず、開示することができます。